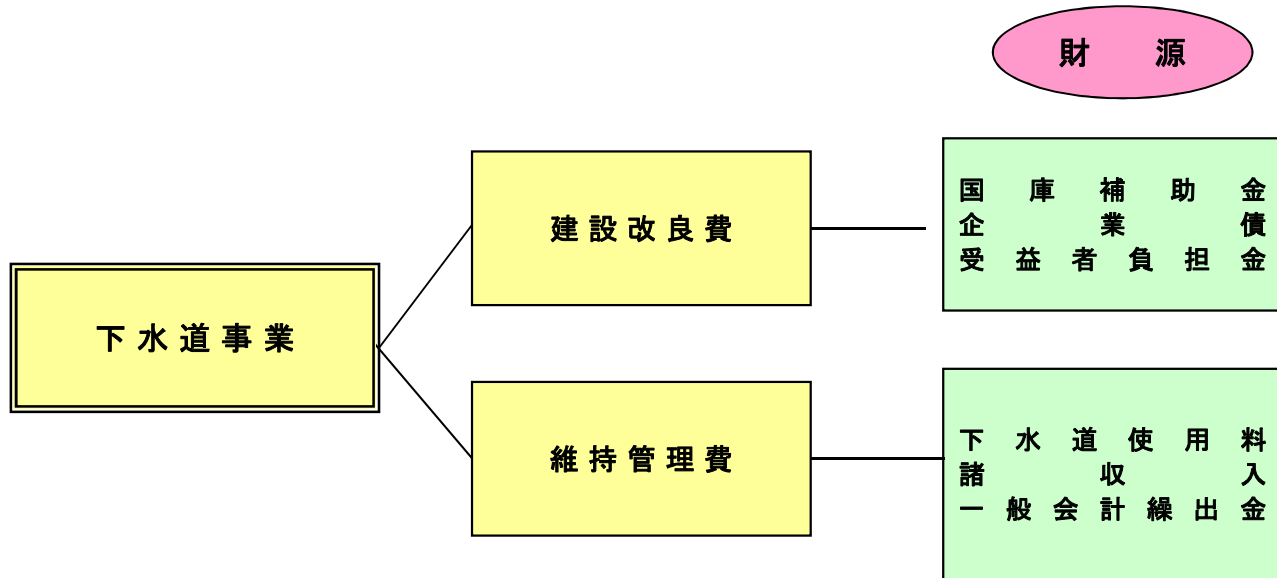


● 下水道事業の財政

下水道事業の財政は、下水道事業会計で運営されています。
 下水道事業を運営していく経費は、施設の建設に要する費用(建設改良費)、施設の運転・管理に要する費用(維持管理費)、元利償還金および減価償却費で構成されています。



国庫補助金	下水道事業を行う市町村に対して国が補助するお金です。 下水道施設の建設には多額の費用が必要となりますので、国からの補助が充当されます。
企業債	施設の建設時に集中する財政負担を、後の世代にも負担してもらうことにより、世代間の公平(負担の平準化)を図るために発行する地方債です。 (政府や金融機関からの借入金です。)
受益者負担金	下水道は、道路や公園のように不特定多数の人が利用するものではなく、限られた地域の、特定の人が利益を受けることとなります。 そこで、利益を受ける人(受益者)に建設費の一部を負担していただき、受益と負担の公平を保ちながら、事業の早期完成を図ろうとするものです。
下水道使用料	家庭や事業所から排出された汚水をきれいな水に処理するためには、下水道管・ポンプ場・処理場などの施設が必要です。 これらの管理や運転などに要する費用の一部を、下水道を利用される方に納めていただくものです。
一般会計繰出金	雨水の処理経費など、下水道事業に係る経費の負担区分に基づいて、一般会計から下水道事業会計に繰り出しされるものです。